

# セーフシティあつぎ推進条例の骨子

## 1 目的

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

## 2 定義

本条例における用語の定義を定めます。

### (1) セーフシティあつぎ

市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいいます。

### (2) 関係団体等

地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他の安心安全に関する活動を行う団体又は機関をいいます。

## 3 基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

## 4 市の責務

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有するものとします。

(1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。

(2) 安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

## 5 市民の役割

(1) 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

(2) 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとします。

## 6 関係団体等の役割

(1) 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。

(2) 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとします。

## 7 セーフシティあつぎ推進基本計画

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならないものとします。

## 8 人材の育成

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

## 9 市民及び関係団体等に対する支援

市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

## 10 推進組織

市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができるものとします。

## 11 推進地区の指定

市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができるものとします。

## 12 評価等

(1) 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

(2) 市長は、評価した結果を公表するものとします。

## 13 表彰

(1) 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。

(2) 表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとします。

## 14 セーフシティあつぎ推進旬間

(1) 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年11月1日から同月10日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定めるものとします。

(2) 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとします。

## 15 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

## 16 条例の施行日

この条例は、令和8年11月4日から施行します。（予定）

## 17 その他

(1) 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）は、廃止します。

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例に規定するセーフコミュニティ推進委員会の廃止に伴い、厚木市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）に規定する当該委員会に関する事項について、必要な改正を行います。

(3) 次の市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。

ア 厚木市部設置条例

（昭和47年厚木市条例第18号）第2条第6号カ

イ 厚木市自転車安全利用促進条例

（平成24年厚木市条例第27号）第1条

ウ 厚木市子ども育成条例

（平成24年厚木市条例第31号）第13条第2項

セーフシティあつぎ推進条例の  
骨子の解説

市民交流部　くらし交通安全課

## I 条例制定の背景と考え方について

### 1 条例制定の背景

本市では、平成 20 年の取組開始から 17 年間にわたり、世界保健機関（以下、「WHO」という。）が推奨するセーフコミュニティ国際認証を基盤として、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。

しかし、平成 27 年にWHOとの協定によるセーフコミュニティ協働センターが閉鎖され、新たに立ち上げられたNGO団体「国際セーフコミュニティ認証センター」が行っているセーフコミュニティ国際認証は、現在、WHOとの関係を裏付けるものではありません。

このような状況の中、国内でセーフコミュニティ国際認証を継続する自治体は、ピーク時の 17 自治体から令和 7 年 8 月末時点で 10 自治体に減少し、認証期間が満了した自治体の多くはセーフコミュニティ活動を従来の行政体制へと移行させています。

本市においては、国際認証の取得は継続しないものの、客観的な評価体制に基づく活動を継続します。そして、活動の幅をコミュニティからシティへと広げて「都市全体での安心安全なまちづくり」を目指すため、本市独自の地域性に合った活動名称として「セーフシティあつぎ」へ発展的に変更します。

### 2 条例制定の考え方

新たに「セーフシティあつぎ」として活動を行うに当たり、基本的な理念、推進体制及び評価の仕組みを明確に定めることを目的として、新たに条例を制定するものです。

現行の厚木市セーフコミュニティ推進条例で掲げる市民協働による活動を継承し、さらに、市民・行政に加え、関係団体・企業等と連携することにより、都市全体で安心安全なまちづくりを目指します。時代の変化に伴う課題の複雑化・多様性に対応するため、従来の事故・けがだけでなく、交通事故、犯罪等の地域の安心安全に関わる課題を網羅し、客観的事実及び科学的根拠に基づいた活動を条例に位置づけることにより、有用な取組の推進を確立します。

なお、厚木市セーフコミュニティ推進条例を廃止して、新条例を制定します。

### 3 条例制定のスケジュール

令和 8 年 5 月～6 月 条例の骨子に対するパブリックコメント

令和 8 年 9 月 9 月定例会議に条例案を上程

令和 8 年 11 月 4 日 条例施行（予定）

## II セーフシティあつぎ推進条例の骨子

### 1 条例の題名

#### セーフシティあつぎ推進条例

#### 【市の考え方】

この条例の名称は、市、市民及び関係団体等が一体となって、さまざまな地域社会の課題に対し、都市全体で対応する取組を進めることを意味しています。「あつぎ」と表記することで、市民に親しみやすさを持たせ、市民の絆を重視し、安心安全な地域社会を築くという意義が込められています。「推進条例」という表現は、実効性のある取組を継続的に進めるための枠組みであることを示すものです。

### 2 目的

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

#### 【市の考え方】

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、市、市民、関係団体等の役割を明確にし、けが、交通事故、犯罪などを防止するために必要な事項を規定し、市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

重要なのは、安全対策が一過性のものでなく、持続的に実施されることです。さまざまな地域課題について、市、市民及び関係団体等が一体となり、都市全体で協力して取り組むことが不可欠です。一丸となって取り組むことで、より強固で持続可能な安心安全な地域社会を築くことができます。

### 3 定義

本条例における用語の定義を定めます。

#### (1) セーフシティあつぎ

市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいいます。

#### (2) 関係団体等

地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他の安心安全に関する活動を行う団体又は機関をいいます。

#### 【市の考え方】

条文において使用される特定の用語の意義を明確にし、理解の統一を図り、誤解を避けることが目的です。

- (1) 「セーフシティあつぎ」とは、市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するために連携して行う活動全般を指します。これは、安心安全な地域社会を実現するための取組であり、各主体がそれぞれの役割を果たしながら推進するものです。
- (2) 「関係団体等」とは、地域社会の安心安全に関わる活動を行う団体や機関を指します。具体的には、地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察などです。

### 4 基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

#### 【市の考え方】

セーフシティあつぎの推進に関する基本的な考え方を示し、実効性のある取組みを行うための基本的な方針を定めています。

- (1) 「市民協働の精神」とは、行政だけでなく、市民や関係団体等が一体となって協力し合い、地域全体の安全を確保するために共に活動する姿勢を意味します。
- (2) 「客観的事実」とは、交通事故の発生場所や刑法犯認知件数などの定量的なデータがこれに当たります。また、住民の治安に対する意識や安全感といった定性的なデータも含まれます。
- (3) 「科学的根拠」とは、実証されたデータや専門家の意見に基づく知見のことを指します。過去の犯罪防止策や安全対策の効果を測定した施策後の結果検証や信頼性のある意識調査などが含まれます。

## 5 市の責務

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有するものとします。

- (1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。
- (2) 安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

### 【市の考え方】

市がセーフシティあつぎの推進において果たすべき責務を規定しています。市は、安心安全な地域社会の実現に向けて、中心的な役割を担い、主体的に取組を推進します。

- (1) 市は、都市全体の特性を理解し、それに応じた具体的な取組を推進する責務を持っています。都市全体の安心安全を確保するためには、地域ごとのニーズを踏まえ、地域特性に対応した施策を実施する必要があります。また、関係団体等の知見を活用し、協力して取り組むことが重要です。
- (2) 市は、安心安全を確保するために必要な情報を収集し、市民や関係団体等に適切に発信する責務を持っています。これにより、市民や関係団体等が取組に対する理解を深め、協力を促進します。

## 6 市民の役割

- (1) 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとします。
- (2) 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとします。

### 【市の考え方】

市民がセーフシティあつぎの推進において果たすべき役割を規定しています。

- (1) 市民は、セーフシティあつぎに対して理解を深め、積極的に参加し、又は協力することが求められます。市民一人ひとりの意識と行動が、地域全体の安心安全に大きな影響を与えます。
- (2) 市民は、自らの安全を守ることに加え、周囲の安全を確保するための役割も担っています。市民が地域の安心安全を守る意識を持ち、日常生活の中で積極的に行動することで、犯罪の予防や事故の減少につながります。

## 7 関係団体等の役割

- (1) 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。
- (2) 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとします。

### 【市の考え方】

関係団体等がセーフシティあつぎの推進において果たすべき役割を規定しています。

- (1) 関係団体等は、地域における活動や専門的な知識及び経験を生かし、市、市民及び地域団体等に対して安心安全に関する情報提供や助言を行うことにより、地域の課題の把握や適切な対応につなげ、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めることが求められます。
- (2) 関係団体等は、それぞれの専門性や資源を活用し、地域の安心安全の確保に協力することが求められます。関係団体等の協力によって、地域の安全性が向上し、セーフシティあつぎの推進がより効果的に進められます。

## 8 セーフシティあつぎ推進基本計画

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならないものとします。

### 【市の考え方】

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、都市全体で一貫した安心安全対策を実施する責務を負います。

この計画により、市、市民及び関係団体等が一体となり、統一的な取組を進めるための道筋が示されます。

## 9 人材の育成

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

### 【市の考え方】

セーフシティあつぎの推進に必要な知識や技能を持った人材を育成することを規定しています。市は、推進活動を担う人材を対象に研修などの機会を提供し、その能力を高めていく責務を負います。

## 10 市民及び関係団体等に対する支援

市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

### 【市の考え方】

市民や関係団体等がセーフシティあつぎの推進に参加するために、市が必要な支援を行うことを規定しています。これにより、市民や関係団体等は自発的に安全対策に参加しやすくなり、社会全体での協力体制が強化されます。

## 11 推進組織

市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができるものとします。

### 【市の考え方】

セーフシティあつぎを効果的に進めるために、市が必要な組織を設置し、情報共有及び意見交換の場を提供することを規定しています。この組織は、地域の安心安全に関する取組を一貫して推進する役割を担います。

## 12 推進地区の指定

市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができるものとします。

### 【市の考え方】

セーフシティあつぎを推進していくために、重点的に推進する地区を市が指定することを規定しています。その指定により、地域ごとの特性に応じた安全対策を強化し、効果的にセーフシティあつぎを進めることを目的としています。

### 13 評価等

- (1) 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。
- (2) 市長は、評価した結果を公表するものとします。

#### 【市の考え方】

セーフシティあつぎの取組がどのように進行しているかを定期的に評価し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定しています。

- (1) 市長は、セーフシティあつぎの運用状況を定期的に評価し、その結果に基づいて必要な措置を講じる責務を負っています。評価は、5年を超えない期間ごとに実施されることが規定されています。
- (2) 市長は、その結果を公表し、今後の取組に活かすための具体的な措置を講じます。評価と改善を繰り返すことで、セーフシティあつぎはより実効性を高め、地域社会の安心安全の向上につながることを期待されます。

### 14 表彰

- (1) 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。
- (2) 表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとします。

#### 【市の考え方】

市長は、セーフシティあつぎの推進において特に優れた成果を上げた個人や団体を表彰することを規定しています。表彰を通じて、地域社会の安全対策への積極的な参加を促し、更なる取組を推進します。

- (1) 顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人や団体が表彰の対象となります。市が公正に表彰対象者を選定することで、市民及び関係団体等の積極的な参加を促進します。
- (2) 表彰は市が公式に行い、その結果は広く市民に公表します。公表によって、安全対策の重要性が再認識され、市民及び関係団体等の積極的な参加が促されることが期待されます。

## 15 セーフシティあつぎ推進旬間

- (1) 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年11月1日から同月10日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定めるものとします。
- (2) 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとします。

### 【市の考え方】

セーフシティあつぎ推進旬間は、市民及び関係団体等のセーフシティあつぎの取組に対する理解と関心を高めるとともに、地域全体で安心安全の取組を推進する機運を醸成するために定めます。

- (1) 市は、毎年11月1日から10日までを「セーフシティあつぎ推進旬間」と定め、市民や関係団体等に対して、セーフシティあつぎを広く周知します。
- (2) セーフシティあつぎ推進旬間には、市は、市民及び関係団体等と協力して安心安全に関する活動を市内全域で展開するよう努めることが求められます。この活動により、都市全体での安全対策が強化され、市民及び関係団体等の参加意識が向上し、地域の安全性を更に高めていきます。

## 16 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

### 【市の考え方】

この条文は、条例に定めるもののほか、セーフシティあつぎの施行に必要な詳細な事項について、市長が別途定めることを規定しています。これにより、条例の内容を実現するために必要な規則や指針を適切に設定します。

## 17 条例の施行日

この条例は、令和8年11月4日から施行します。（予定）

### 【市の考え方】

この条例の施行日は、令和8年11月4日としています。これまで取り組んできたセーフコミュニティの国際認証の期限が令和8年11月3日で満了することを踏まえ、翌日の11月4日から新たな枠組みによる取組を開始するためです。

## 18 その他

- (1) 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）は、廃止します。
- (2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例に規定するセーフコミュニティ推進委員会の廃止に伴い、厚木市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）に規定する当該委員会に関する事項について、必要な改正を行います。
- (3) 次の市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。
  - ア 厚木市部設置条例（昭和 47 年厚木市条例第 18 号）第 2 条第 6 号カ
  - イ 厚木市自転車安全利用促進条例（平成 24 年厚木市条例第 27 号）第 1 条
  - ウ 厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 13 条第 2 項

### 【市の考え方】

本条例の施行に伴い、関連する他の市条例の廃止及び改正に関する事項を定めています。

#### (1) 廃止される条例

「厚木市セーフコミュニティ推進条例」は廃止され、セーフシティあつぎ推進条例が新たな枠組みとして適用されます。

#### (2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特定の条例で報酬規定の番号を変更し、繰り上げるなどの調整が行われます。

#### (3) その他の条例改正

「セーフコミュニティ」に関連する表現を「セーフシティあつぎ」に変更することが規定されています。これにより、関連条例が新しい枠組みに沿って整備されます。

# セーフシティあつぎ推進条例の骨子に対する パブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

令和8年11月のセーフコミュニティ国際認証満了に伴い、今後は「セーフシティあつぎ」として、本市独自の活動を推進することとなりました。市民・行政・関係団体等が一体となり、より発展的な都市全体での安心安全なまちづくりを展開していくため、現行の厚木市セーフコミュニティ推進条例を廃止し、新たな推進条例を制定するものです。

つきましては、セーフシティあつぎ推進条例の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

セーフシティあつぎ推進条例の骨子

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（5月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月23日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

## 4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で5月1日から6月1日まで閲覧及び配布を行います。

- (1) 市役所第二庁舎3階くらし交通安全課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各公民館・地区市民センター及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) あつぎセーフティーステーション番屋
- (9) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

## 5 意見等提出期間

令和8年5月1日（金）から6月1日（月）まで

※ 郵送の場合は、6月1日消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

- (1) 電子申請システム「e-kanagawa」により提出する場合  
e-kanagawa（申込フォーム）にて必要事項を入力し、提出



《e-kanagawa（申込フォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙に必要事項を記入の上、提出する場合

### ア 持参する場合

- (ア) 市役所第二庁舎3階くらし交通安全課の窓口へ直接提出
- (イ) 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- (ウ) 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
  - a 市役所本庁舎1階
  - b 各公民館・地区市民センター及び上荻野分館
  - c 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
  - d 保健福祉センター
  - e 中央図書館
  - f あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

g あつぎセーフティーステーション番屋

イ 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市市民交流部くらし交通安全課宛て

ウ ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-221-0260

エ 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3400@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「セーフシティあつぎ推進条例骨子パブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、セーフシティあつぎ推進条例の制定に当たって参考とします。  
なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。
- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。